

## 都心と臨海副都心とを結ぶ BRT 運行事業者審査委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 都心と臨海副都心とを結ぶBRT運行事業者審査委員会（以下「委員会」という。）は、東京都都市整備局が公表した運行事業者の募集要項（平成 27 年 7 月）に基づき、応募者の企画提案書等を適切に評価し、都心と臨海副都心とを結ぶ BRT 運行事業者の候補者を選定することを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 応募者からの企画提案書等の書類やプレゼンテーションの内容の評価
- (2) 応募者の順位の決定
- (3) その他審査に必要な事項

2 委員会は、審査結果を都心と臨海副都心とを結ぶ BRT 協議会に提出する。

### (運営)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって委員及びオブザーバーを構成する。

|        |        |                        |
|--------|--------|------------------------|
| 委員     | 朝香 博   | 東京商工会議所地域振興部長          |
| 委員     | 大沢 昌玄  | 日本大学准教授                |
| 委員     | 大野木 孝之 | 公認会計士・税理士              |
| 委員     | 大森 宣暁  | 宇都宮大学大学院教授             |
| 委員     | 岡村 敏之  | 東洋大学教授                 |
| 委員     | 前田 博   | 弁護士                    |
| オブザーバー | 三宅 亮   | 国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課長  |
| オブザーバー | 濱崎 真也  | 国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長 |

2 オブザーバーは、審査に参加しないものとする。

3 オブザーバーは、委員の求めに応じ、関係法令の解釈等について助言を行うものとする。

### (委員長の職務及び代理)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

(開催等)

第5条 委員会は、オブザーバーを除く委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。ただし、その者は審査に参加できない。

(表決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の合議で決する。

(議事の非公開)

第7条 委員会で議論された内容は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員及びオブザーバーは、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この要綱が効力を失った後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、BRT運行事業者と東京都とが基本協定を締結した日の翌日に効力を失う。